

連合佐賀 第4次 男女平等参画推進計画

I はじめに

わが国における女性活躍推進が未だ立ち遅れていること、加えて労働組合における女性参加の促進も進んでいないこと等々をかんがみ、連合本部は昨年8月、第4次となる男女平等参画推進計画を策定、その取り組み強化が進められている。

その中で、各地方連合会においても、本部計画を踏まえた地方版計画の策定・見直しと、その推進強化が謳われていることから、連合佐賀においても、以下のとおり、男女平等参画推進計画を改めて策定し、その取り組みの強化を図っていくこととする。

II 計画組立ての基本的な考え方

本部の第4次計画を基本ベースとし、連合佐賀や県内女性活躍推進の実態などを加味しながら、佐賀県バージョンの推進計画を再構築する。

1. 連合本部 第4次計画の概要
2. 連合佐賀や佐賀県内の実態
3. 連合佐賀の推進計画



1. 連合本部 第4次男女平等参画推進計画の概要（計画期間 2013年10月～2020年9月）

理念

連合がめざす
「男女平等参画社会」とは

男女が対等・平等で人権が尊重された
社会の構成員として、様々な分野への
参画の機会が保障され、役割と責任を
分かち合う社会

意義

連合が男女平等参画に
取り組む意義とは

- ◆ 連合の社会的責任を果たすために
- ◆ 多様な人々が結集する、多様性と活力ある組織となるために
- ◆ 地域社会の活性化のために

3つの目標

**目標1 働きがいのある人間らしい
仕事(ディーセント・ワーク)の
実現と女性の活躍の促進**

主要課題

- ① 雇用における男女平等の実現
- ② 女性の参画を阻む構造的問題の解消
- ③ 働きやすく、働き続けられる職場づくり
- ④ 性やライフスタイルに中立な税・
社会保障の確立

目標2 仕事と生活の調和

主要課題

- ① 仕事と生活の両立支援制度などの拡充
- ② 職場における両立支援制度の定着
- ③ 働き方の見直しと多様な働き方の整備
- ④ 地域・家庭における役割・責任の分担

**目標3 多様な仲間の結集と
労働運動の活性化**

主要課題

- ① 組織拡大の取り組み強化
- ② 男女が参加・活躍できる活動づくり
- ③ 女性が意思決定に参画できるしくみの整備
- ④ 男女平等推進委員会と女性委員会の設置
・強化
- ⑤ 組合活動と仕事や生活の調和

数値目標

2015年までに100%

運動方針に男女平等参画推進と「3つの
目標」の取り組みを明記している組織

2017年までに100%

女性役員を選出している組織

2020年までに30%

連合の役員・機関会議の女性参画率

連合本部

- ① 組織・労働・政策課題と男女平等
参画の一体的取り組み
- ② クオータ制の導入とポジティブ・
アクションの強化
- ③ 構成組織・単組・地方連合会の
取り組みの支援
 - 取り組みの共有と情報提供
 - 進捗管理とフォローアップの強化
 - 「モデル組織」の設定
 - 人材育成の充実

構成組織・単組・ 地方連合会

- ① 男女平等参画推進方針の決定
- ② 男女平等担当部署の設置
- ③ 男女平等推進委員会の設置・強化
- ④ 女性委員会の設置・強化
- ⑤ 計画の策定・実行と進捗管理の徹底

連合佐賀としての推進計画

3. 連合佐賀の推進計画

(1) 連合佐賀としての取り組み [計画推進期間 : 2014年10月から2020年9月 (6年間)]

本部方針に基づき、連合佐賀としても3つの目標を掲げ、構成組織(産別)・単組および地域協議会との連携を更に強化しながら、その達成に向け諸活動を展開していく。

① 目標 1 働きがいのある人間らしい仕事(ディーセント・ワーク)の実現と女性の活躍の促進

運動目標 「県や市町および職場における風土醸成や環境整備の促進」

取り組み ア. 女性委員会・男女平等参画推進委員会とが更なる連携・機能強化をはかり、政策委員会への提言機能を高めながら政策制度要求実現の取り組みの中で経営者団体及び各行政機関に対する要請等を行っていく。また、春季生活闘争の中で取り組みの強化をはかっていく。

イ. 連合本部や佐賀県・労働局が主催する学習会・会議等に積極的に参画しながら意見提言・反映を行っていくとともに、県内における社会や職場の風土醸成をはかっていく。

② 目標 2 仕事と生活の調和

運動目標 「社会や職場の風土醸成や職場環境の整備支援」

取り組み ア. 女性委員会・男女平等参画推進委員会とが更なる連携・機能強化をはかり、政策委員会への提言機能を高めながら政策制度要求実現の取り組みの中で経営者団体及び各行政機関に対する要請等を行っていく。また、春季生活闘争の中で取り組みの強化をはかっていく。

イ. 雇用労働に限らず、働き、つながることの一部をなす家事労働、地域活動、文化活動などの分野における男女平等参画についても、各種研修・会議等を通じながら、意識改革に向けた取り組みを充実させていく。

③ 目標 3 多様な仲間の結集と労働運動の活性化

運動目標 「男女がともに参加することによる労働組合運動の充実・強化」

取り組み ア. 連合佐賀および各構成組織毎に男女平等参画に関する推進計画・目標を策定し、その達成をめざしていく。

イ. 6月を「男女平等月間」とし、連合本部・男女平等参画推進委員会・女性委員会・青年委員会と連携を図りながら、周知・啓発活動に取り組む。

ウ. 女性委員会と男女平等参画推進委員会が連携強化し、男女平等参画の推進に関する学習会、リーダー研修等を実施し、労働組合活動における女性参画の促進をはかっていく。



(2) 連合佐賀としての数値目標

連合佐賀（連合本部の目標を踏まえ）

- ① 連合佐賀の運動方針に男女平等参画の促進に関わる取り組みを明記する。また、各構成組織に対しても2015年までの明記を促し、進捗状況を確認していく。
- ②③ 男女平等参画に関する学習会、リーダー研修およびワーク・ライフ・バランス研修等を実施しながら、2017年までに連合佐賀傘下の構成組織女性役員選出100%、連合佐賀の役員および機関会議の女性参画率を2020年度までに30%とする。
なお、男女平等参画推進委員会や各地域協議会の体制・各種会合・イベントにおいても、女性参画比率30%を意識した取り組みを行い、女性参画の促進に努めていく。

連合本部の目標

- ① 運動方針に、男女平等参画の推進と連合の3つの目標についての取り組みを明記している組織（構成組織・単組・地方連合会）を、遅くとも2015年までに100%とする。
- ② 女性役員を選出している組織を、遅くとも2017年までに100%とする。
- ③ 連合の役員および機関会議の女性参画率を2020年までに30%とする。

【補足】 連合の女性参画率を2020年に30%とするために、連合本部・構成組織・単組・地方連合会は2020年までに女性組合員比率の女性参画率の達成をはかる。連合組合員の女性比率は約30%である。連合本部およびすべての構成組織・単組・地方連合会が、当該組織の女性組合員比率の女性参画率を達成することで、連合の女性参画率を30%にする。さらに、女性組合員比率が30%未満の組織も「2020年30%」を目標として取り組みを進める。これは、女性組合員比率が低い組織でも女性の意見反映を保障し、実質的な男女平等を実現するために必要な比率であり、女性の職域や雇用・採用の拡大、組織化、人材育成などとあわせて取り組むことが重要である。



(3) 連合佐賀としてのフォローアップ

男女平等参画推進委員会は、各構成組織の目標の設定・進捗・達成状況を毎年調査する。その上で、取り組みの評価と改善の必要性等を検討し、取り組みの見直しや次年度活動に反映させるPDCAサイクルを構築・展開していく。

なお、男女平等参画推進委員会の体制強化をはかるとともに定例的に会合を開きながら、進捗管理ならびに活動内容や学習会テーマ等の具体的内容の検討を行い、活動の推進・充実に努めていく。

また、一連の内容は、大会、執行委員会等に報告し、連合佐賀構成組織全体で底上げを図っていく。

以上

<参考資料>

連合本部「第4次男女平等参画推進計画」

制定 2014年10月25日
(第48回地方委員会)

